議案第４２号

飛騨市路上喫煙の防止等に関する条例について

飛騨市路上喫煙の防止等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年２月２６日提出

飛騨市長　　都　竹　　淳　也

提案理由

路上喫煙を防止することにより、喫煙マナーと環境美化意識の向上を図るもの

飛驒市路上喫煙の防止等に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、路上喫煙の防止等について、市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、禁止する行為その他必要な事項を定めることにより、安全で快適な歩行空間及び清潔な地域環境を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　路上喫煙　道路、公園、広場その他公共の場所において、煙草を吸うこと又は火のついた煙草を持つことをいう。

⑵　吸い殻等　煙草の吸い殻その他これに類するものをいう。

⑶　ポイ捨て　吸い殻等をみだりに捨てることをいう。

⑷　事業者　市内で事業活動を行うすべての者をいう。

⑸　市民等　市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

（市の責務）

第３条　市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止についての施策を総合的に実施しなければならない。

２　市は、事業者及び市民等に対し、路上喫煙の防止について意識の啓発を図るよう務めなければならない。

（事業者及び市民等の責務）

第４条　事業者及び市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

（路上喫煙禁止区域の指定）

第５条　市長は、この条例の目的を達成するため、特に必要があると認める区域を、路上喫煙禁止区域（以下「禁止区域」）として指定することができる。

２　市長は、必要があると認めるときは、禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

３　第１項の規定による指定又は前項の規定による変更若しくは解除は、規則で定める。

（路上喫煙及び吸い殻等のポイ捨ての禁止）

第６条　何人も、禁止区域において、路上喫煙及び吸い殻等のポイ捨てをしてはならない。

（指導及び勧告）

第７条　市長は、前条の規定に違反した者に対し、その行為の是正に必要な指導をすることができる。

２　市長は、前項の指導に従わない者に対し、是正するよう勧告することができる。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成30年10月１日から施行する。

資　料

飛騨市路上喫煙の防止等に関する条例（案）要旨

1　制定の趣旨

路上喫煙の防止等について、市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、禁止する行為を定め、安全で快適な歩行空間を確保するもの。

2　概要

本条例は、ユネスコ無形文化遺産に登録をされたことを契機に、飛騨市古川町市街地の市道の一部において、路上喫煙禁止区域として指定し、環境の美化を推進し受動喫煙を防止するもの。

3　施行日　平成30年10月１日

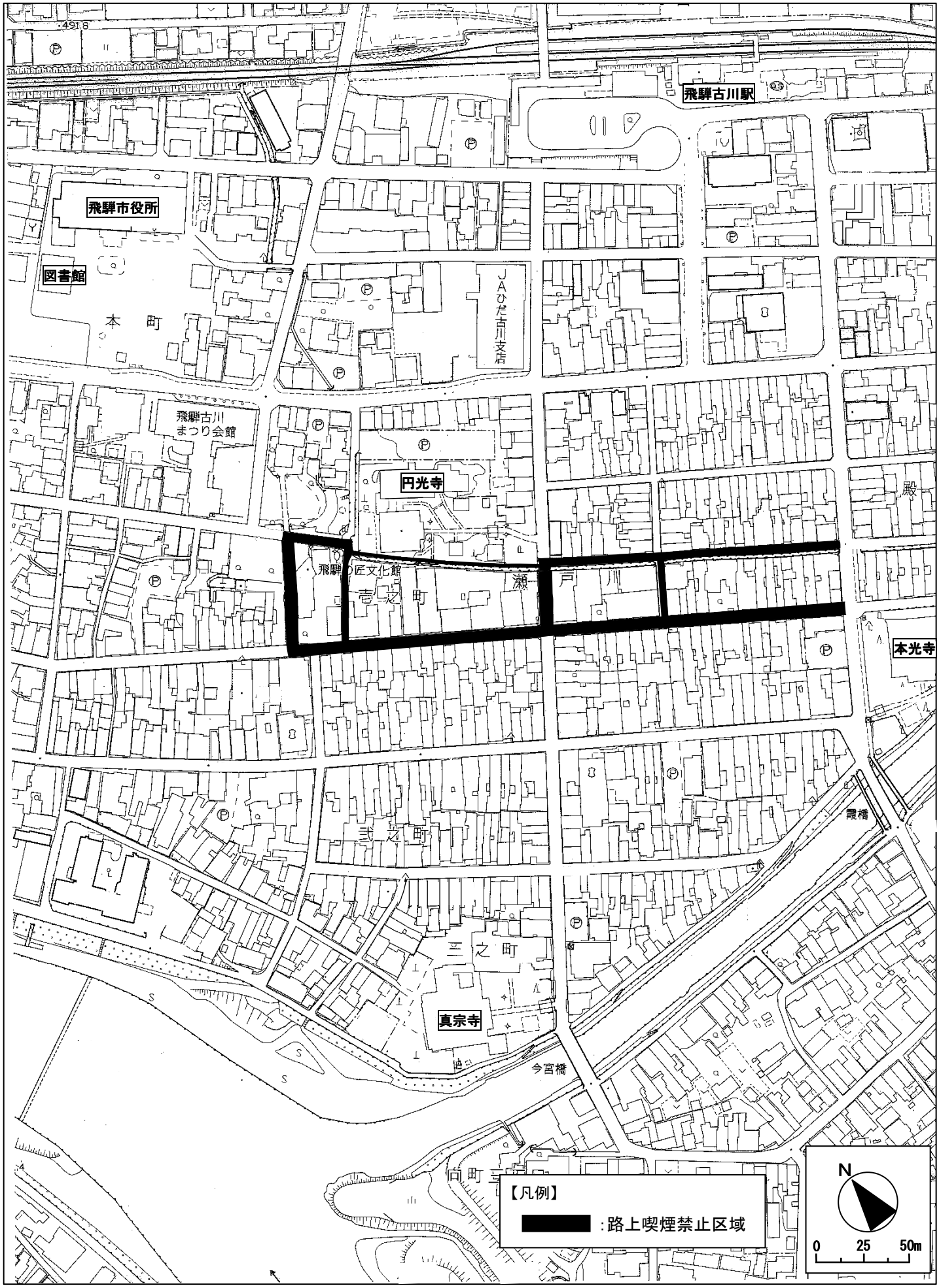
飛騨古川駅
飛騨市役所
図書館
本　町
JAひだ古川支店
飛騨古川
まつり会館
円光寺
飛騨匠文化館
壱之町
瀬　戸　川
本光寺
弐之町
霞橋
三之町
真宗寺
今宮橋
【凡例】
:路上喫煙禁止区域
N
0
25
50m